

川西町告示第133号

令和2年度川西町若者海外体験事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和2年4月8日

川西町長 原 田 俊 二

令和2年度川西町若者海外体験促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 町長は、川西町の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、山形県内でパスポートを取得した若者に対して、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助対象者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1項第2号に定める一般旅券のうち、同法第5条第1項本文及び同項但し書きに該当するもののことをいう。

(交付の対象)

第3条 補助事業の対象者は、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、令和2年3月1日から令和2年3月31日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者又は、平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、令和2年4月1日から令和3年2月28日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者
- (2) 補助金の交付申請時において、川西町に住民登録されている者
- (3) 本補助事業による補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人当たり5,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、令和2年度川西町若者海外体験促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容の審査を行い、補助金交付の可否を決定し、令和2年度川西町若者海外体験促進事業補助金

交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、速やかに令和2年度川西町若者海外体験促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された申請者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（実績報告書）

第8条 第6条に規定する交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日から30日を経過する日または当該年度の3月末日まで、令和2年度川西町若者海外体験促進事業補助金実績報告書（兼）請求書（様式第4号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) パスポートの写し
- (2) 振込先通帳の写し（口座番号記載のもの）

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（書類の提出）

第10条 この補助金に関して町長に提出すべき書類は、川西町まちづくり課に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。